

平成28年度第1回笠間市教育振興基本計画策定委員会

日時：平成28年6月30日（木）午後3時30分から

場所：笠間市役所教育棟 2階 会議室2-1・2-2

1. 開会
2. 委嘱状及び任命書の交付
3. 教育長あいさつ
4. 策定委員会委員の自己紹介
5. 事務局職員及び委託業務受託者の自己紹介
6. 策定委員会委員長・副委員長の選出
7. 策定委員会委員長あいさつ
8. 協議事項
 - (1) 策定委員会の会議の公開について
 - (2) 事務局説明
 - ① 策定委員会設置要綱について 資料1
 - ② 策定委員会委員の構成について 資料2
 - ③ 笠間市教育振興基本計画の概要について 資料3-1
 - ④ 策定スケジュール（案）について 資料3-2
 - ⑤ アンケート調査について 資料3-3
 - (3) 意見交換
9. その他
 - (1) 笠間市の教育行政について
 - (2) 次回策定委員会の日程について
平成28年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から
場所〔 〕
10. 閉会

<連絡先> 笠間市教育委員会学務課 総務G 担当：小谷，仁平 電話：0296-77-1101（374） FAX：0296-78-1023 E-Mail gakumu@city.kasama.lg.jp

◇審議会等の会議の公開に関する指針

平成 18 年 12 月 6 日

告示第 338 号

(目的)

第 1 条 この指針は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において「審議会等」とは、市民、学識経験者等を構成員として、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、市の事務事業について審議、審査、諮問、調査等を行うために設置された審議会、審査会、協議会、委員会等をいう。

(会議の公開)

第 3 条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1) 当該会議において笠間市情報公開条例（平成 18 年笠間市条例第 246 号）第 8 条第 1 号から第 6 号までの規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議する場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第 4 条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。ただし、この告示が施行された後に行われる審議会等の最初の会議については、当該審議会等を設置する執行機関が会議の公開、非公開を決定するものとする。

2 前項の規定により、会議を非公開とする場合は、総務部総務課との協議を経るものとする。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、当該会議を開催する日の 1 週間前までに、会議開催のお知

らせを本市のホームページ又は広報かさまお知らせ版等に掲載することにより行うものとする。

(公開の方法)

第6条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）の配布又は閲覧に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等は、当該会議終了後速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録及び会議資料の公開)

第8条 審議会等が公開した会議の会議録及び会議資料は、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

◇笠間市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本となる笠間市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、笠間市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。

- 2 必要に応じて委員を補充するものとする。この場合において、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務を円滑に遂行するため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次の各号に掲げる職員のうちから、当該職員の所属長の推薦に基づき、教育長が任命する。

(1) 次に掲げる課又は施設に所属する者

- ア 学務課
- イ 生涯学習課
- ウ スポーツ振興課
- エ 公民館
- オ 図書館

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

- 3 専門部会は、施策の実現に向けた資料収集及び専門的な調査研究を行い、教育振興基本計画の原案作成に必要な基礎資料を作成し、策定委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

資料 2

◇笠間市教育振興基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
学識経験者	渡邊 洋子	常磐大学人間科学部教育学科准教授	
	築瀬 浩幸	茨城県水戸教育事務所学校教育課長	
	藤岡 理香	株式会社コーエイ総合研究所主任	
	川崎 幸良	笠間市区長会副会長	
保護者代表者	井川 省史	笠間市 PTA 連絡協議会会長 (稲田小 PTA 会長)	
学校教育関係者	大関 賢一	学校法人大関学園 認定こども園 岩間第一幼稚園長	
	森田 正男	笠間市校長会会長 (友部第二小学校長)	
	木村 友明	笠間市校長会副会長(友部中学校長)	
	内田 幸枝	茨城県立友部特別支援学校教諭	
社会教育関係者	志摩 邦雄	茨城県県北生涯学習センター 副センター長	
	安見 珠子	笠間市文化財保護審議会委員	
	田村 和己	笠間市スポーツ推進審議会委員	
	町田 満	笠間市社会教育委員・公民館運営審 議会委員	
	大月 裕美	笠間市図書館協議会委員・子ども読 書活動推進会議委員	
市職員	鷹松 丈人	笠間市福祉部長	
	小田野 恭子	笠間市教育委員会教育次長	

◇笠間市教育振興基本計画の概要について

1 趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条に基づき策定する計画であります。第 17 条第 1 項により国には策定が義務付けられ、第 2 項により地方公共団体には努力義務が課せられております。

現在、笠間市で教育振興基本計画は策定されておりませんが、笠間市総合計画の中で教育部門が位置付けられており、施策目標を立て目標指数を定めて取り組んでおり、教育振興基本計画の役目を果たしているのが現状であります。

今回、現行の笠間市総合計画が平成 28 年度末に期間満了となり見直しを迎える時期である事、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会制度の改革も行われている事から、今後笠間市の取り組むべき教育行政施策を総合的・計画的に推進するため、新たに笠間市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものであります。

2 基本計画の必要性

笠間市を取り巻く教育環境の変化と課題を踏まえ、目指す教育の姿を明らかにし、教育分野において取り組むべき課題や中長期的な視点に立ち新たな時代に対応していくため、平成 28 年 5 月 11 日に策定された「笠間市教育施策大綱」に盛り込まれた指針を体系的に整理し、教育の展望と具体的取組の方向性を加えた基本計画を策定する必要性が生じたところでございます。

3 計画期間と対象範囲

基本計画の計画期間は平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間とし、教育に関する事項（教育、学術、生涯学習、文化や芸術、スポーツの振興、図書館活動の推進など）を対象範囲とします。

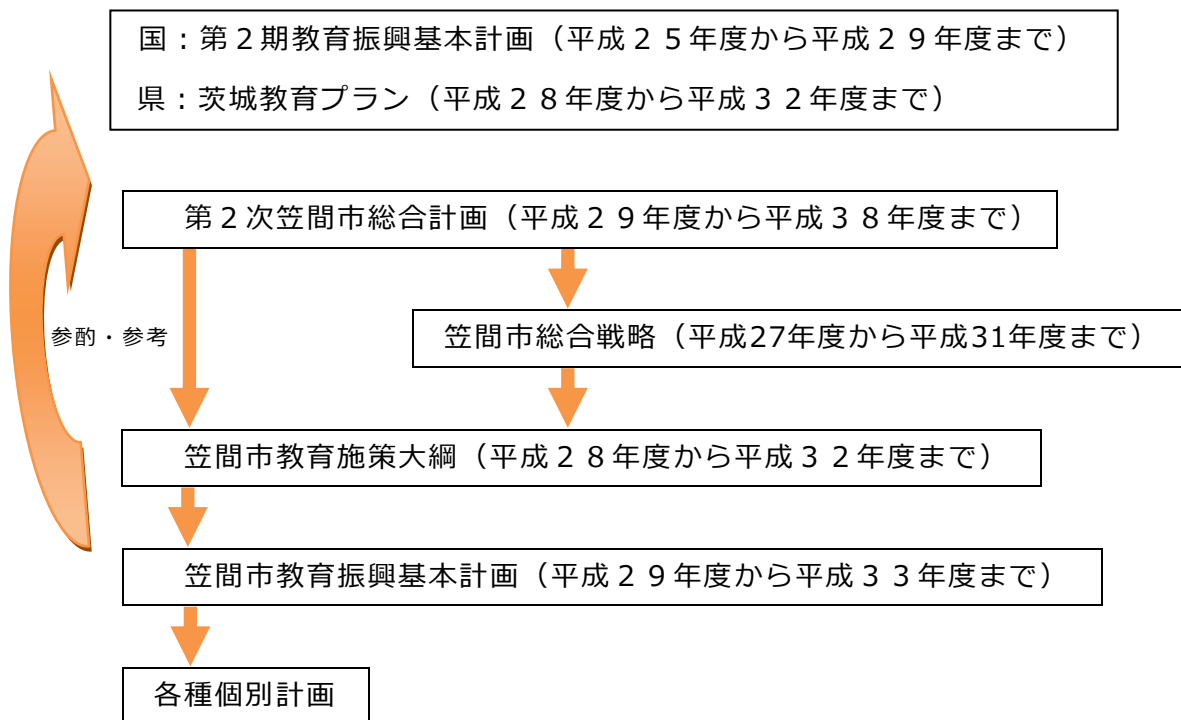
ただし、期間中であっても上位計画の見直しや、状況の変化により見直しがあった場合には、適宜基本計画の見直しを行うこととします。

○計画期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
国												
第2期教育振興基本計画（文部科学省）	平成25年度～平成29年度											
県												
いばらき教育プラン（茨城県教育委員会）					平成28年度～平成32年度							
笠間市												
笠間市総合計画	現計画（～28年度）											
笠間市総合計画（第2次）			前期基本計画（3年）			中期基本計画（3年）			後期基本計画（4年）			
笠間市創生総合戦略	毎年進行管理				重点プロジェクトの展開（3年）			重点プロジェクトの展開（4年）				
笠間市教育委員会												
笠間市教育大綱	平成28年度～平成32年度											
笠間市教育振興基本計画	策定事務		平成29年度～平成33年度					平成34年度～平成38年度（予定）				
<個別計画>（例）												
笠間市幼児教育プラン	平成23年～											
笠間市スポーツ振興計画（第1次）	平成25年度～平成29年度											
笠間市子ども読書活動推進計画（第2次）	平成27年度～平成31年度											
教育長任期	3年			3年			3年			3年		

4 計画の位置付けと構成

基本計画の策定に当たっては、第2次笠間市総合計画の教育部門と位置付け、施策体系や笠間市教育施策大綱との整合性を図りながら、5年間で重点的に取り組む項目について、具体的な施策を体系化し指標により示すものとします。なお、基本計画の構成については、以下のとおりといたします。



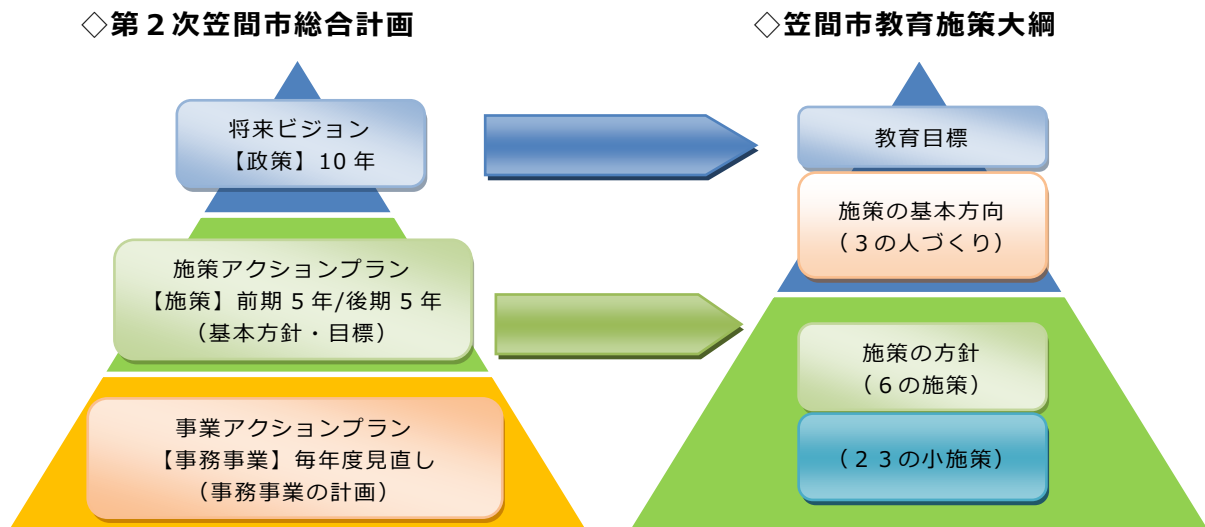
◇他の個別計画との整合性

計画名、計画期間、根拠法令等を精査

5 基本計画の構造及び体系について

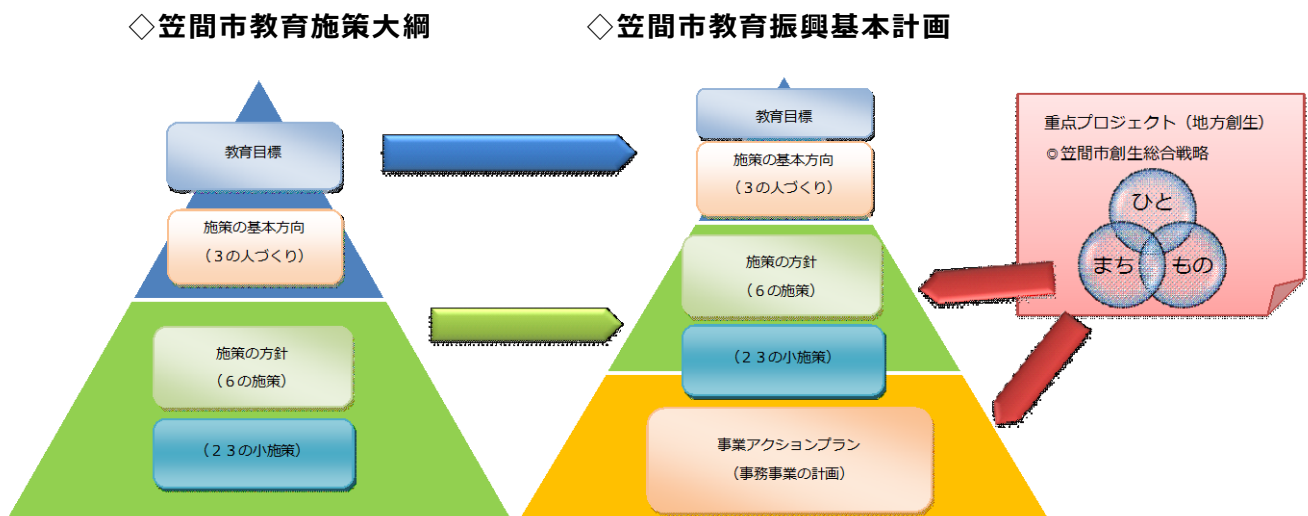
(1) 「第2次笠間市総合計画」と「笠間市教育施策大綱」の関係

現在策定作業中である第2次笠間市総合計画の構造は、「将来ビジョン」, 「施策アクションプラン」, 「事業アクションプラン」の3層構造で成り立つ予定であり, 笠間市教育施策大綱においては, 「教育目標」, 「施策の基本方向(3のひとづくり)」を第1階層, 「施策の方針(6の施策)」, 「23の小施策」を第2階層と位置付けております。

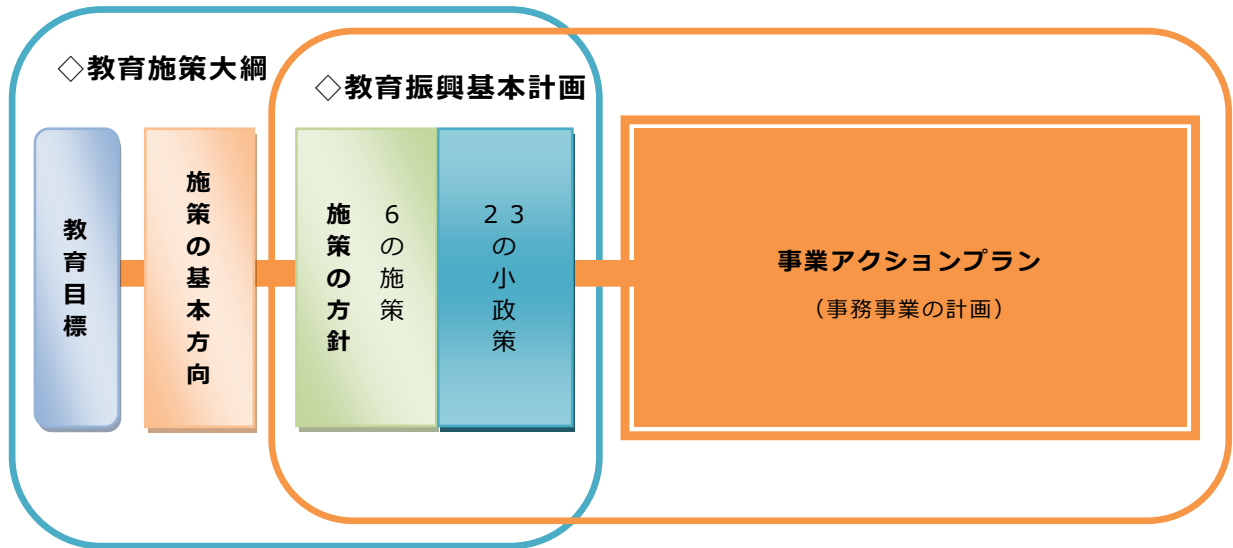


(2) 「笠間市教育施策大綱」と「基本計画」の関係

基本計画では, 大綱の第1階層, 第2階層と整合性を図るとともに, 平成27年度に策定した「笠間市創生総合戦略」に基づく事業については重点プロジェクトとして位置付け, 施策を実現するための具体的な事務事業を第3階層として策定に取り組みます。



(3) 「笠間市教育施策大綱」と「基本計画」の体系

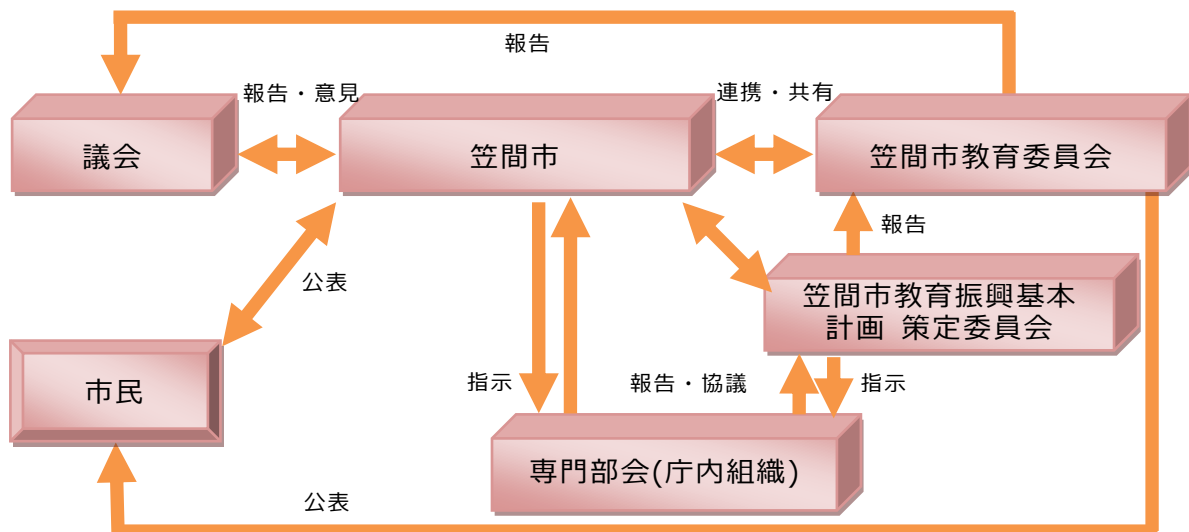


6 施策目標の設定

基本計画では、教育大綱を柱とし、その達成に向けた教育改革の基本方向を明らかにすることが必要であり、本市における現況と課題を整理した上で、市民に分かりやすい具体的な施策目標を明記するとともに、施策の総合化・体系化・重点化に努めてまいります。

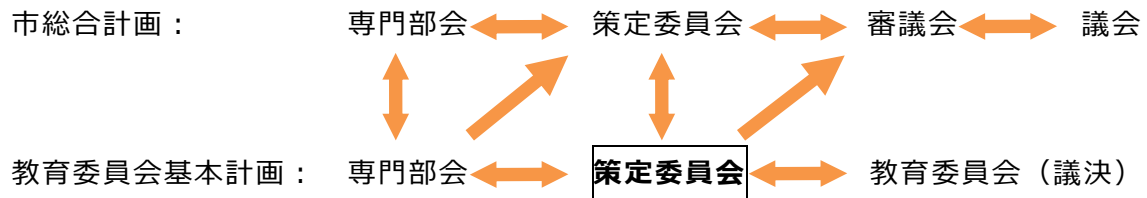
7 策定体制について

基本計画の策定に当たっては、外部有識者による策定委員会や市長部局関係各課及び教育部局の庁内職員で組織する専門部会を中心とし、第2次総合計画策定作業との整合性を図りながら案の策定を行います。



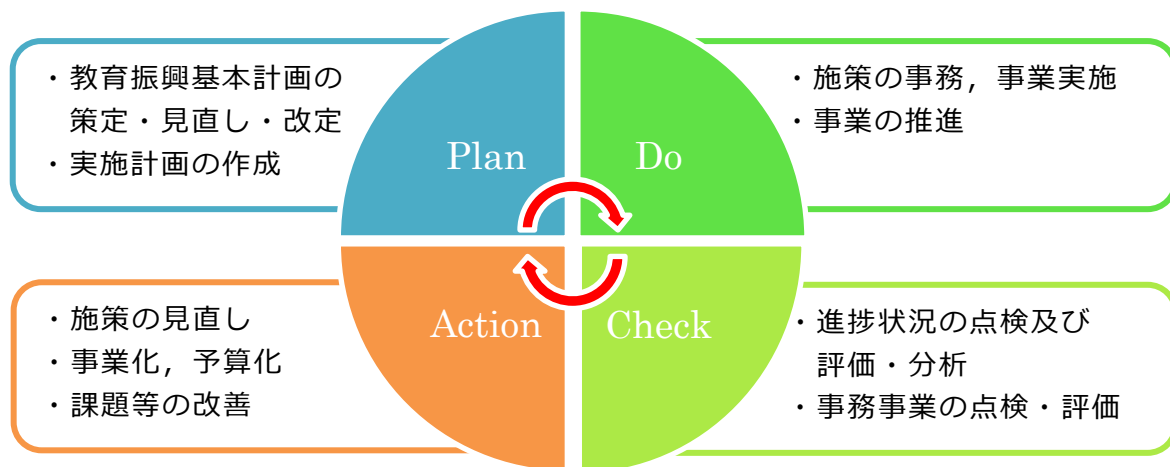
8 計画策定までの流れ

◇教育振興基本計画

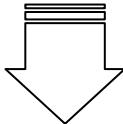


9 計画の運用について

今回の計画の運用にあたっては、各施策の方針ごとに施策目標や目標指標を定め、PDCAサイクルを活用した基本計画に基づく取組の進行管理を行います。各施策を通じて笠間市教育委員会外部評価制度や目標値等を用いて点検・評価し、より効率的で効果的な教育の実現を目指してまいります。



◇策定スケジュールについて

	市	教育委員会	策定委員会	専門部会（庁内組織）
3月	3/2 政調 3/10 庁議	2/26 例規審査(委員会要綱) 笠間市教育振興基本計画 策定委員会設置要綱制定		
H28 4月				
5月		策定委員会委員の委嘱 (議案議決)		策定業務委託締結(24日)
6月			第1回策定委員会(30日) ①委員委嘱 ②委員長・副委員長の選出 ③概要説明	第1回専門部会(17日) 保護者へのアンケート 調査実施→結果集計
7月				第2回専門部会 (現況整理)
8月				
9月				第3回専門部会 (計画素案作成作業)
10月		中間報告	第2回策定委員会 ①アンケート結果の説明 ②計画書(素案)の説明及び 検討	
11月		パブリックコメントの実施		第4回専門部会 (計画原案作成作業)
12月			第3回策定委員会 ①計画書(原案)の説明及び 検討	
H29 1月				第5回専門部会 (計画案作成作業)
2月	政調,庁議	教育委員会定例会 (議案提出) 教育振興基本計画策定	第4回策定委員会 ①最終計画書(案)の説明及び 検討 計画書(案)の決定	
3月	議案提出	議会・委員会報告 HP等への公表		
4月		笠間市教育振興基本計画 施策の実施		
H34 3月				

◇アンケート調査について

～笠間市教育振興基本計画策定に伴う各種調査の実施について～

1 調査の目的

「基本計画」を策定するに当たり、長期的な教育方針及び今後5年間の教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、児童生徒、保護者、教職員、一般市民などの広い分野から意見・意向を集約し、その結果を計画へ反映するための基礎資料とすることを目的とする。

2 保護者アンケート調査の実施

(1) 調査地域

笠間市全域

(2) 対象者及び配布数

①市内小学5年生・中学2年生の児童生徒及び保護者：計各 600 枚程度（クラス単位調査：原則各学校1クラス。ただし1学年4学級以上の大規模校については2クラス。）

ア、児童生徒数 5,799 人のうち対象者数 600 人(10.35%)

イ、保護者数 4,127 人のうち対象者数 600 人(14.54%)

②市内小中学校教職員：計 340 枚程度（全数調査：教職員＋常勤講師。ただし、校長、副校長、教頭、非常勤講師は除く）

ア、教職員数 340 人のうち対象者数 340 人(100.00%)

③一般市民：計 1,200 枚程度（住民基本台帳による無作為抽出：市内に居住する満18歳以上の男女）

ア、市民数 77,672 人のうち対象者数 1,200 人(1.54%)

(3) 実施時期

平成28年6月下旬～7月上旬

(4) 調査票の配布・回収方法

①児童生徒及び②児童生徒の保護者については、学校を通じた配布・回収による。

③一般市民については郵送配布、郵送回収による。

(5) 集計・分析

なお、委託業務受託者において、回収された調査票を入力・集計・分析し結果報告書を作成する。調査データの集計については、単純集計及び学校毎のクロス集計、その他必要な集計を行い、集計結果から本市の教育環境に係る現状と課題を分析し結果報告書を作成する。

3 現況調査の実施

計画策定の基礎データとして、本市の教育環境の現状について既存データを用いて分析する。また、教育施策の現状と課題を把握するため、庁内関係部署で実施した関連事業調査から結果を取りまとめる。

4 聞き取り調査の実施

教育長及び教育委員の意見・意向を把握するため、シートを用いた意向調査を行う。

学務課は調査の依頼及びシートの配布・回収、調査シート提案、調査結果の取りまとめを行う。